

## 法律科目試験 「民事法系」 問題

### 民事法系 1 (配点 160 点)

※ 以下の問題は、「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 29 年法律第 45 号)による改正後の法律(改正法)に基づいて出題されている。ただし、上記 2 つの法律による改正前の法律(現行法)に基づいて解答した場合でも、採点に際して不利益に扱われることはない。

I 次の事項について、その違いが分かるように、それぞれ 300 字以内で説明しなさい。

- (1) 従物、付合物、付加一体物
- (2) 婚姻の無効と婚姻の取消し

II A は、更地の状態で月ぎめ駐車場として利用されている甲土地を所有し、その所有権登記名義人となっていた。A はかねてから、甲土地上に家屋を建ててそこに住もうという人に甲土地を売却したいと希望していたものの、その希望に合致した買い手を見つけられずいたところ、そのことを知った B は、実際にはそのような計画がないにもかかわらず、甲土地に家屋を建てる計画を記した文書を A に示し、その結果、A は甲土地を B に売ろうと決意するに至った。こうして、甲土地について、売主を A、買主を B とする売買契約が、2017 年 1 月 31 日に締結され、同日に B は、売買代金 5000 万円の全額を A の銀行口座に振り込むとともに、甲土地の引渡しを受けた。B は同年 2 月 5 日に、甲土地につき所有権移転登記(以下、「本件登記」という。)を経由した。

ところが、B が甲土地を購入したかったのは、将来の値上がりが見込まれる甲土地を購入して更地のまま転売し、利益を上げようと考えていたからであった。実際、B は、いまだに甲土地に家屋を建てることなく、引き続きこれを月ぎめ駐車場として利用し、借主らから月額計 30 万円の賃料を得ている。

B にだまされたことに気づいた A は、甲土地を売る旨の A の意思表示を、B の詐欺を理由として取り消すという内容の内容証明郵便を、2018 年 8 月 31 日に B に宛てて発送し、同郵便は同年 9 月 1 日に B に到達した。

上記の事実関係を前提として、次の問(1)および問(2)に解答しなさい。なお、両問は独立の問いである。

問(1)

A は、2018 年 10 月 1 日に、B を被告として、本件登記の抹消を請求する訴えを提起した。この訴えは認められるか、B からの想定される反論にもふれながら、論じなさい。

問(2)

A は、B を被告として、本件登記の抹消を請求する訴えを提起する準備を進めていたところ、B が C に甲土地を売却する旨の契約が 2018 年 9 月 18 日に締結され、同月 21 日に C は甲土地につき所有権移転登記を経由していたことが判明した。そこで A は、2018 年 10 月 1 日に、C を被告として、甲土地について A への所有権移転登記をするよう求める訴えを提起した。この訴えは認められるか、論じなさい。

## 民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項についてそれぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 議決権の不統一行使
- (2) 隠れた取立委任裏書の効力

Ⅳ 次の事例を読んで、後の(1)(2)の問いに答えなさい。

Y株式会社（以下、「Y社」と言う。）は一種類の株式のみを発行する株式会社で、その株式の譲渡について定款による譲渡制限は付されていない。Y社は8月決算の会社であり、2018年の11月にその年の定時株主総会が開催された（以下、「本件定時株主総会」と言う。）。AはY社株式を同年の6月に取得していたが、基準日までに名義書換を失念していた。そこでAは、本件定時株主総会の直前になって、Y社の代表取締役であるZに、自分に本件定時株主総会で議決権を行使させてくれるよう依頼し、Zはこれに応じて本件定時株主総会でAに議決権を行使させた。また、Bは同年5月にY社株式を取得し、基準日前に名義書換をするようにY社に依頼していたが、Zの意向によりY社はこれを拒否した。このためBは本件定時株主総会で議決権を行使できなかった。XはY社の取締役でまだ任期中であったところ、本件定時株主総会での決議により解任されていた。

問(1) 上記A、Bについての事情を知ったXは、本件定時株主総会でなされた自己の解任決議の効力を争うつもりである。どのような主張をするか、また、それは認められるか。

問(2) 上記のXの解任の理由は、独断専行の業務執行が過ぎるというものであった。問(1)での主張が認められなかった場合には、XはY社に損害賠償を請求するつもりである。どのような主張をするか、また、それは認められるか。

Ⅴ 次の事例を読んで、後の問いに答えなさい。

甲株式会社（以下、「甲社」と言う。）は資本金 10 億円の上場会社である。甲社では決算期が到来し、その計算書類が作成され、同計算書類は監査を受けるため、特定監査役に提出された。

問い 甲社でのこの計算書類の確定はどのようになされるかについて述べなさい。